

# 平成30年度 農地中間管理事業活動方針

公益財団法人長野県農業開発公社  
長野県農地中間管理機構

長野県農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び（公財）長野県農業開発公社平成30年度事業計画に基づき、農業者から期待される制度と組織となるべく、農地中間管理事業の取組みを進めることとする。

本年度は、県内5団体により合意した方針に基づき、推進活動の活発化と制度利用の加速化が期待できるため、業務委託体制を含めた農地中間管理機構機能の充実を進める。

農地中間管理事業が農政推進の中心的施策として位置付けられ、国の関連対策事業が増加している中で、機構が連携する地域では、関連対策事業の実施主体や地域農業者との連携により着実な事業量確保に努める。

[ 平成30年度 集積目標面積 1,600ヘクタール ]

## 1 市町村やJAとの連携強化

- ✚ 集積目標を共有し着実な事業量確保につなげます。
  - ・集積目標の達成に向け、県が作成する市町村、JA単位の集積目標面積も踏まえた意見交換を進めます。
- ✚ 業務委託先等との協力体制を強化し、事業目標の達成や機能発揮の向上を図ります。
  - ・昨年度の5者合意による「農地中間管理事業を基軸とした農地集積の推進」の実効性を高めるため、業務委託先等からの要望も踏まえた事務手続きの改善に取り組みます。
  - ・委託する業務について、市町村、JA単位の集積目標面積も踏まえた受委託内容の再確認を進めるとともに、適正な委託費用の契約に努めます。
  - ・事業活用実績の少ない市町村やJAとの意見交換を増やし、事業活用を要請します。
  - ・「中間管理事業管理システム」の利便性を高め、業務委託先での活用を進めます。

## 2 県や関係機関との連携強化

- ✚ 事業活用の加速化に向けて、機構事業の活用に県段階の関係機関で、活動目標の共有や機関の役割を活かした具体的推進方策を検討し、実行します。
  - ・県農政部、県農業会議、JA長野県営農センター、長野県土地改良事業団体連合会、公社（県機構）による検討会議で5者合意事項の進捗状況を共有し、課題のある場合は、その改善を図ります。
  - ・関係機関が連携する研修会や説明会に参加し、事業周知や事業活用の促進に努めます。
  - ・地域段階での推進体制の整備が必要なことから、機構は、県「人・農地プラン地域支援チーム」に参画し、人・農地プランの見直しと併せた地域の話し合いの場に参加します。
- ✚ 相続未登記農地や所有者不明農地の借受けについて、県や関係機関と対応方法を検討します。
  - ・農業経営基盤強化促進法と農地法の改正により、農地中間管理権の取得可能な条件が変更されることから、県内における新制度の活用について研究を進めます。

## 3 農地利用最適化推進委員・農業委員会との連携強化

- ✚ 市町村農業委員会、農地利用最適化推進委員と連携した人と農地のマッチングを進めます。
  - ・事業制度の理解を得るため、県域セミナーや地域単位の研修会へ参加します。

- ・担当地域のマッチングの主体となっただけのため、申出農地や機構事業の借受希望者情報の提供など、具体的な連携手法を広げます。
- ・「農地管理事業」等の活用により、遊休農地の解消に向けた取組を進めます。

#### 4 重点区域での実績確保

- ✚ 県「人・農地プラン地域支援チーム」により、県、市町村、農地利用最適化推進委員、地域代表者と一体となった事業活用を進めます。
- ・重点指定区域の「支援チーム」には機構職員も参画し、プラン見直しと連動した事業活用の推進を図ります。
- ・特に、農地整備事業を実施する地域については、集積に向けた話し合いへ積極的に参画し、受益者に対して機構事業への参加を求めるとともに、機構事業の活用による成果を周知し、周辺地域への事業拡大を図ります。

#### 5 農地整備事業、土地改良区等との連携

- ✚ 「農地中間管理機構関連農地整備事業」や「土地改良法の一部改正」の内容について、県や土地改良事業団体連合会と情報共有・課題検討しながら、機構事業と連携した農地整備事業を進めます。
- ・「農地耕作条件改善事業」実施地区における機構事業の活用促進を図るとともに、その実績を重点指定区域内や周辺地域への展開し、事業の波及効果を図ります。
- ・「農地中間管理機構関連農地整備事業」の着手を希望する2地区について、関係機関と連携して中間管理事業の実施に係る手続きを進めるとともに、新たに事業を計画する地域については、県や関係市町村と連携し、地域への説明会を実施します。
- ・中間管理権を取得し、県営ほ場整備事業等の農地整備事業に着手した地区においては、事業の進捗により農地の貸付けが始まることから、担い手への転貸を円滑に進めます。
- ・土地改良法の改正を踏まえた資格得喪通知の手続きなど、関係市町村や土地改良区等と連携し適切な対応に努めます。

#### 6 事業活用につながる事業PRの実施と事業活用農地の確保

- ・借受ニーズに応える農地の確保に向けて、出し手に効果のあるPRを実施します。
- ・借受希望者の事業ニーズを正確に把握するため、希望農地の再調査を実施します。

#### 7 一般法人等からの機構事業活用への体制整備

- ✚ 企業からの農業参入ニーズに応えていくため、市町村や地域に提案し企業誘致につなげるための体制について、県との体制整備を進めます。
- ・企業参入セミナー等に参加し、機構事業を活用し参入希望する企業のニーズを把握します。
- ・一般企業等から相談のあった案件については、県と連携し、候補市町村への提案を進めていきます。

#### 8 事業運用上の改善

- ・事業主旨に沿った運用を基本としつつ、短期借入期間の設定についての検討や、業務委託先等からの要望、貸付け5年後の再設定事務をふまえた研究・改善を進めます。

#### 9 樹園地活用の促進と農地管理事業の実施

- ・県下の果樹産地協議会が行う果樹経営意向調査の情報活用や、果樹経営支援対策事業の実施により、樹園地の事業活用を進めます。
- ・農地の流動化を進めにくい樹園地や中山間地域、農業委員会と連携するよう位置付けられた遊休農地の再耕作に向けて、「農地管理事業」の活用をPRします。